

協力医療機関協定書

医療法人八洲会あしがら西湘歯科診療所（以下、甲という。）と、独立行政法人地域医療機能推進機構湯河原病院（以下、乙という。）との間において協議の結果、通常並びに緊急時の歯科診療に関する協定を締結する。

記

第1条 乙は、入院中の患者又は外来受診の患者に歯科診療の必要が生じた場合には、乙が甲に連絡を取りこれに対して、甲は歯科診療を提供する。

第2条 甲は、前条により乙から依頼があった場合、やむを得ない事情がある場合を除き乙に協力するものとする。

第3条 協定期間は、令和8年7月1日から令和9年6月30日までとする。協定期間、満了の1ヶ月前までに、別段の意思表示をしなかったときは、この協定は1年間延長するものとし、以後も同様とする。

第4条 この協定に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。この協定の証として、本書面2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を所持する。

令和8年6月25日

甲 神奈川県足柄下郡湯河原町鍛冶屋 393 1階
医療法人八洲会あしがら西湘歯科診療所
理事長 木森 久人



乙 神奈川県足柄下郡湯河原町中央 2-21-6
独立行政法人地域医療機能推進機構
湯河原病院
院長 星地 亜都司

